

改定後	改定前
<p>第25条（会員資格の取消） （略）</p> <p><u>(3) 当社の提携会社との提携関係の解消またはサービス提供に必要となる重要なシステム変更等により会員へのサービス提供の継続が困難となった場合には、当社は、本人会員に対しあらかじめ通知のうえ、会員資格を取消することができるものとします。</u></p> <p>(4) 会員資格を取消されたときは、本人会員は直ちに貸与されたすべてのカードを切断する等利用不能の状態にしたうえで返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。また、会員資格を取消された場合、本人会員は会員資格に基づく権利を喪失します。</p> <p>(5) 本人会員は、会員資格の取消後にカード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務について、すべての責任を負うものとします。</p> <p>(6) 本人会員が会員資格を取消された場合、家族会員も会員資格を取消されるものとします。</p>	<p>第25条（会員資格の取消） （略）</p> <p>(3) 会員資格を取消されたときは、本人会員は直ちに貸与されたすべてのカードを切断する等利用不能の状態にしたうえで返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。また、会員資格を取消された場合、本人会員は会員資格に基づく権利を喪失します。</p> <p>(4) 本人会員は、会員資格の取消後にカード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務について、すべての責任を負うものとします。</p> <p>(5) 本人会員が会員資格を取消された場合、家族会員も会員資格を取消されるものとします。</p>